

○機械警備業務管理者資格者証の再交付

第42条第3項

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日 令和7年4月1日

審査基準

令和7年4月1日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第42条第3項において準用する第22条第6項
処分の概要	機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室